

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 1. 施工体制						
考查項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	● 判断基準[1] 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満...b 評価値が80%未満.....c		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。			
1. 施工体制	I. 施工体制一般 ☐	a	b	c	d	e
		[評価対象項目] ☐ 施工計画書を工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 建設業退職金共済組合等に参加し、証紙の購入及び配付が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)		1. 施工体制				
考查項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者(現場代理人等) ☐	[評価対象項目] <全体を評価する項目> ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ その他(理由:) <現場代理人を評価する項目> ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ その他(理由:) <監理(主任)技術者を評価する項目> ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 ☐ その他(理由:) <その他の項目> ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 配置技術者に関して、監督員が文章による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 2. 施工状況		a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理 ☐	[評価対象項目] ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の施工管理が、適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 使用材料等の品質保証書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿等を不足なく整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 立会確認、段階確認の手続きが適時及び的確に行っている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 施工管理に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理 ☐	[評価対象項目] ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 工程管理に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

小規模工事成績採点表の考査項目別運用表

(監督員)		2. 施工状況				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策 ☐	[評価対象項目] ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施しており、記録が整備されている。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映しており、記録が整備されている。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 安全パトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録が整備されている。 ☐ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 足場、支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ その他(理由:) ☒ 判断基準[1] ☐ 事故(理由:) ※事故については☑し、安全対策の評価を1ランク下げる。ただし、不問で処分した案件、もらい事故及び交通事故は含まない。			☐ 安全対策に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	IV. 対外関係 ☐	[評価対象項目] ☐ 関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他(理由:) ☒ 判断基準[1]			☐ 対外関係に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形) 小規模工事成績採点表の考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 ☐	☐ 出来形の測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形管理がやや不備である。 ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 出来形管理が不備である。 ☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議のうえで出来形管理を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤工事内容により、ばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもって、ばらつき評価に代えてもよい。				

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 □	□品質の測定値が規格値を満足し、そのばらつきが少ない。 (特に優れている。)	□品質の測定値が規格値を満足し、そのばらつきがやや少ない。	□品質の測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□品質の測定値が規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 □監督員が文書で改善指示を行った。	□品質の測定値が規格値を満足せず、品質が劣る。 □契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		※ばらつきの判断は、別紙ー4参照。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づくすべての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議のうえで品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤工事内容により、ばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定結果との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもって、ばらつき評価に代えてもよい。				

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 考查項目	5. 創意工夫 細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫 ☐	[施工] ☐ 1. 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 ☐ 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫 ☐ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫 ☐ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 6. 給排水工事、衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫 ☐ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 11. 盛土の締固め度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ 15. 木材使用に関する工夫(設計図書で木材の使用を義務付けていないもの(バリケード、工事看板以外の仮設物等)での使用) [品質] ☐ 16. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ☐ 17. コンクリートの材料、打設、養生、出来形、品質等に関する工夫 ☐ 18. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 19. 配筋、溶接作業等に関する工夫 [安全衛生] ☐ 20. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 ☐ 22. 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫 ☐ 23. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 ☐ 24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 25. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 ☐ 26. 環境保全に関する工夫

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)		5. 創意工夫	
考查項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫	[その他] ☐ 27.その他(理由:) ☐ 28.その他(理由:) ☐ 29.その他(理由:) ☐ 30.その他(理由:) ☐ 31.その他(理由:) ☐ 32.その他(理由:) ☐ 33.その他(理由:)	
	記述評価 【 ☒ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点： _____ 点 ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は、+7点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	《創意工夫の詳細評価》工夫の内容及び具体的内容を記載

- ※1 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、担当課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※2 創意工夫は、「実用新案又は特許クラス」から、「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

- ※3 工夫事項の評価(選定)及び詳細評価は、検査員及び担当課長との合議をもって記述する。
- ※4 総合評価における技術提案等に関する創意工夫については、評価しない。

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長)

2. 施工状況

考查項目	a	b	c	d	e
2. 施工状況	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
● 判断基準(1) 該当項目数4以上……a 該当項目数2以上4未満……b 該当項目数1以下……c ● 判断基準(2) 該当項目数5以上……a 該当項目数1以上5未満……b 該当項目なし……c ※工程管理が、やや劣っている……d、劣っている……eとし、これ以外の場合は、該当項目数で評価する。					
細別	a	b	c	d	e
II. 工程管理	☐ [評価対象項目] ☐ 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ 災害復旧工事等、特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準(1)				
III. 安全対策	☐ [評価対象項目] ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取組みが地域から評価された。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準(2)				

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長)

4. 工事特性

考查項目	細別	対応事例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例																											
4. 工事特性	I .施工条件等への対応 □	I 構造物の特殊性への対応 □1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □3.その他 (理由：) ※上記の対応事項に1つ以上、該当事項があれば、4点の加点とする。	1.について <table> <tr> <td>・切土の土工量:20万㎡以上</td><td>・盛土の土工量:15万㎡以上</td><td>・護岸・築堤の平均高さ:10m以上</td></tr> <tr> <td>・トンネル(シールド)の直径:8m以上</td><td>・ダム用水門の設計水深:25m以上</td><td>・樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上</td></tr> <tr> <td>・揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上</td><td>・堰又は水門の径間数:3径間以上</td><td>・樋又は水門の最大径間長:25m以上</td></tr> <tr> <td>・堰又は水門の扉体面積:50㎡/門以上</td><td>・トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上</td><td>・トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上</td></tr> <tr> <td>・トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上</td><td>・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上</td><td>・地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上</td></tr> <tr> <td>・浚渫工の浚渫土量:100万㎡以上</td><td>・流路工の計画高水流量:500㎡以上</td><td>・砂防ダムの堤高:15m以上</td></tr> <tr> <td>・ダムの堤高:150m以上</td><td>・転流トンネルの流下能力:400㎡/s以上</td><td>・橋梁下部工の高さ:30m以上</td></tr> <tr> <td>・橋梁上部工の最大支間長:100m以上</td><td>・防波堤、岸壁の水深:10m以上</td><td>・延べ面積10,000㎡以上の建物</td></tr> <tr> <td>・地上9階以上の建物又は建物高31m以上の建物</td><td>・大空間のホール等を有する建物</td><td></td></tr> </table> 2.について ①砂防工事等において、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ②鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 3.について ①その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ②その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ③地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事 ④沈埋トンネルの製作又は築造で高度な技術を要する工事又は特殊ケーソンの製作工事 ⑤浚渫土砂の長距離土捨て、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事 ⑥研究施設、美術館等、特殊機能及び設備の有る建物。 ⑦建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において、I類及びA類に属する工事 ⑧電気又は冷暖房衛生設備工事で、官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ③供用中の道路トンネルの拡幅工事 ⑨パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な建築工事 ⑩特殊な工法及び材料等を採用した建築工事 ⑪特殊な設備システムを採用した建築工事 ⑫免震装置を設ける建築工事 ⑬大規模な山留め工法が必要な建築工事 ⑭敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設及び切り回しを行う建築工事 ⑮仮設備等を設け、システムを停止することなく、配管、配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事	・切土の土工量:20万㎡以上	・盛土の土工量:15万㎡以上	・護岸・築堤の平均高さ:10m以上	・トンネル(シールド)の直径:8m以上	・ダム用水門の設計水深:25m以上	・樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上	・揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上	・堰又は水門の径間数:3径間以上	・樋又は水門の最大径間長:25m以上	・堰又は水門の扉体面積:50㎡/門以上	・トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上	・トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上	・トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上	・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上	・地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上	・浚渫工の浚渫土量:100万㎡以上	・流路工の計画高水流量:500㎡以上	・砂防ダムの堤高:15m以上	・ダムの堤高:150m以上	・転流トンネルの流下能力:400㎡/s以上	・橋梁下部工の高さ:30m以上	・橋梁上部工の最大支間長:100m以上	・防波堤、岸壁の水深:10m以上	・延べ面積10,000㎡以上の建物	・地上9階以上の建物又は建物高31m以上の建物	・大空間のホール等を有する建物	
・切土の土工量:20万㎡以上	・盛土の土工量:15万㎡以上	・護岸・築堤の平均高さ:10m以上																												
・トンネル(シールド)の直径:8m以上	・ダム用水門の設計水深:25m以上	・樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上																												
・揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上	・堰又は水門の径間数:3径間以上	・樋又は水門の最大径間長:25m以上																												
・堰又は水門の扉体面積:50㎡/門以上	・トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上	・トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上																												
・トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上	・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上	・地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上																												
・浚渫工の浚渫土量:100万㎡以上	・流路工の計画高水流量:500㎡以上	・砂防ダムの堤高:15m以上																												
・ダムの堤高:150m以上	・転流トンネルの流下能力:400㎡/s以上	・橋梁下部工の高さ:30m以上																												
・橋梁上部工の最大支間長:100m以上	・防波堤、岸壁の水深:10m以上	・延べ面積10,000㎡以上の建物																												
・地上9階以上の建物又は建物高31m以上の建物	・大空間のホール等を有する建物																													

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 4. 工事特性		【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
考查項目	細別	対応事例	
4. 工事特性	I.施工条件等への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐6.周辺住民等に対する騒音及び振動を特に配慮する工事 ☐8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐10.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上、該当事項があれば、6点の加点とする。	4.について ①供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁等の工事 ②市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 5.について ①ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ②地元調整や環境対策等の制約が特に多い工事 6.について ①市街地での夜間工事 8.について ①緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 10.について ①施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用等施工に制約を受けた工事 ②その他周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事 ③一般船舶の航行が多く、工事実施に当たり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事 ④有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事 ③監視等の結果に基づき、工法の変更を行った工事 ③そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ②DID地区での工事 ⑤特に困難な調整を要する他工事(近接工区)が複数ある建築工事 ⑥外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者、通行人等の動線がある建築工事 ⑦施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい建築工事

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長)

4. 工事特性

考查項目	細別	対応事例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I.施工条件等への対応	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 ☐11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐12.雨、雪、風、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事。 ☐13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐15.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上、該当事項があれば、4点の加点とする。	11.について ①河川内の橋脚工事等において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ②支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 12.について ①港湾、海岸、海上又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ②潜水士を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事 13.について ①急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ②斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 15.について ①その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ②その他、災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事 ③施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数等を的確に把握する必要が生じた工事 ③潮流が早い、又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事 ④施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ③土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 ④逆巻施工の対応が必要な工事 ③冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた建築工事 ④液状化対策工法や地盤改良を伴う建築工事

(担当課長) 4. 工事特性

※1.工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2.監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3.評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

※1.工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2.監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3.評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長)		6. 社会性等				
考查項目	細別	a	a'	b	b'	c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6. 社会性等	I. 地域への 貢献等 ☐	[評価対象項目] ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配付や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃等を積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時等において、地域への支援又は行政等による救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 市内の元請業者が工事の全てを施工していた。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準 該当項目数7以上.....a 該当項目数5以上7未満.....a' 該当項目数3以上5未満.....b 該当項目数1以上3未満.....b' 該当項目なし.....c				

※1. 地域への貢献等は、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

小規模工事成績採点表の考査項目別運用表

(担当課長) 7. 法令遵守等

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																												
7. 法令遵守等	<table><thead><tr><th></th><th>措置内容</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐</td><td>1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>5. 文書注意</td><td>-8 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>6. 口頭注意</td><td>-5 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、該当事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)</td><td>-3 点</td></tr><tr><td>☐</td><td>8. その他(理由:)</td><td>- 点</td></tr></tbody></table>		措置内容	点数	☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐	5. 文書注意	-8 点	☐	6. 口頭注意	-5 点	☐	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、該当事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3 点	☐	8. その他(理由:)	- 点	☐ 該当項目なし ※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。 (他工事現場での違反は評価しない。) ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、 評定を修正する場合を除く。
		措置内容	点数																										
	☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																										
	☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																										
	☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																										
	☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																										
	☐	5. 文書注意	-8 点																										
	☐	6. 口頭注意	-5 点																										
	☐	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、該当事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3 点																										
	☐	8. その他(理由:)	- 点																										
①本考査項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、施工に当たって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。(任意点数)																													
【上記で評価する場合の適応事例】 <table><tbody><tr><td>1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。</td><td>11.過積載等の道路交通違反により、逮捕又は送検された。</td></tr><tr><td>2.承諾無く権利又は義務を第三者に譲渡又は継承した。</td><td>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr><tr><td>3.使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。</td><td>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr><tr><td>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</td><td>14.安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</td></tr><tr><td>5.当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。</td><td>15.現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。</td></tr><tr><td>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</td><td>16.総合評価落札方式施工計画型による入札において、提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかった。</td></tr><tr><td>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</td><td></td></tr><tr><td>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td><td></td></tr><tr><td>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかける等により妨げた。</td><td></td></tr><tr><td>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている等、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</td><td></td></tr></tbody></table>			1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。	11.過積載等の道路交通違反により、逮捕又は送検された。	2.承諾無く権利又は義務を第三者に譲渡又は継承した。	12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	3.使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。	13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	14.安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。	5.当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。	15.現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。	6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	16.総合評価落札方式施工計画型による入札において、提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかった。	7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。		8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。		9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかける等により妨げた。		10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている等、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。								
1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。	11.過積載等の道路交通違反により、逮捕又は送検された。																												
2.承諾無く権利又は義務を第三者に譲渡又は継承した。	12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。																												
3.使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。	13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																												
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	14.安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。																												
5.当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。	15.現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。																												
6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	16.総合評価落札方式施工計画型による入札において、提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかった。																												
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。																													
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																													
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかける等により妨げた。																													
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている等、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。																													

小規模工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 2. 施工状況						
考查項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	[評価対象項目]			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	☐	☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度該当工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続を事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取組を行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で、的確に整備していることが確認できる。				
		☐ 工事の関係書類を不足なく、簡潔に整理していることが確認できる。				
		☐ 建設業退職金共済の証紙が適切に購入配付され、標識が工事現場の見やすい場所に掲示されている。				
		☐ その他(理由:)				
		☒ 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満 ...b 評価値が80%未満.....c			①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()%=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。	

(検査員) 小規模工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅰ. 出来形)

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 □	□ 出来形の測定値が規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ bより優れている。	□ 出来形の測定値が規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ bよりやや劣る。	□ 出来形の測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
		①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤工事内容により、ばらつきで評価できない場合は、規格値、基準値、設計値 と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもって、ばらつき評価に代えてもよい。 ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 ☐	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ bより優れている。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ bよりやや劣る。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 品質の測定値が規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質の測定値が規格値を満足せず、品質が劣る。 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤工事内容により、ばらつきで評価できない場合は、規格値、基準値、設計と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもつて、ばらつき評価に代えてもよい。								
※ばらつきの判断は、別紙一4参照。								

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ. 出来ばえ)

3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	☐	[評価対象項目] ☐ 関係構造物等の取り合いが設計図書を満足する施工がされている。 ☐ 仕上げ等(作動状態)が良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 施工対象物(材料及び製品の割付)の通り等が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 全体的な外観及び美観が良い。 ☐ クラック、隙間、がたつき等がない。 ☐ 総合的機能が良い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d				

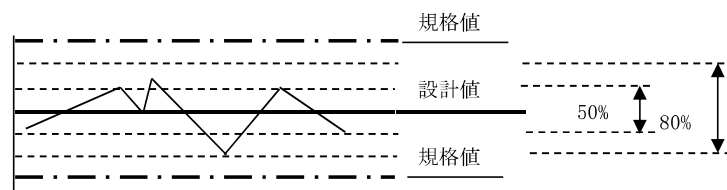
別紙ー4

【記入方法及び留意事項】

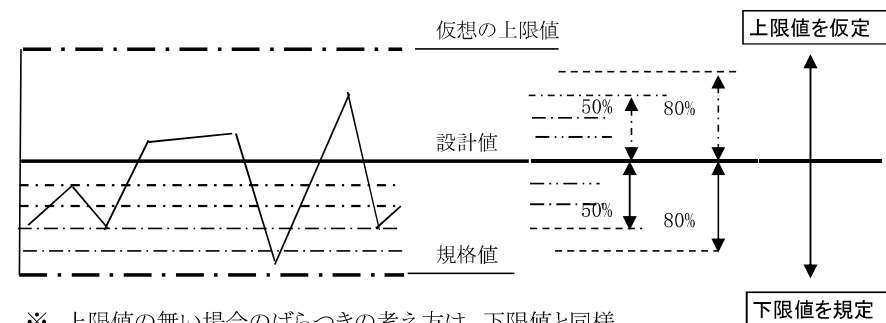
1. 出来形のばらつきの考え方

[管理図の場合]

(上限値及び下限値がある場合)

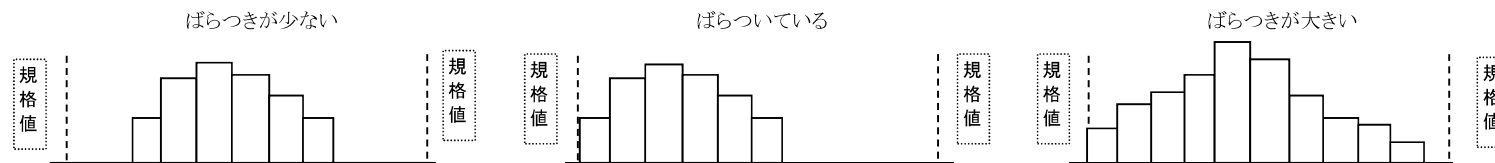


(下限値のみの場合)



※ 上限値の無い場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

(度数表又はヒストグラムの場合)



2. 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、多工種で評価対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評価は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、「C」評価とする。
- (2) 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処置の場合は、状況に応じて、「d」又は「e」評価とする。

4. その他

「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。